

令和3年第11回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君
振興副部会長	15番 中 村 寿恵子 君		17番	田 村 秀 司 君
	18番 木 村 勝 彦 君		19番	鎌 仲 照 幸 君
会 長	20番 千 葉 正 美 君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和3年第11回 美幌町農業委員会総会
令和3年2月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第19号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第11回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番梅津委員、同じく議席番号4番寺本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案3件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号16番 佃委員、欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
会 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第19号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 【議案書に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第19号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、議案第46号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号24号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号24号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に賃貸するために合意解約したものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和1年10月25日から令和4年10月24日までの3年間、合意解約年月日は令和3年2月2日、土地引渡日は令和3年2月2日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。</p> <p>内容番号25号から27号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当	<p>内容番号25号から27号につきまして一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約したものです。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。</p> <p>内容番号25号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は令和1年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、合意解約年月日は令和3年2月3日、土地引渡日は令和3年2月3日でございます。内容番号26号についてご説明致します。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。契約期間は平成24年3月27日から令和4年1月25日までの10年間、合意解約年月日は令和3年2月5日、土地引渡日は令和3年2月5日でございます。内容番号27号についてご説明致します。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。契約期間は平成24年1月26日から令和3年11月27日までの10年間、合意解約年月日は令和3年2月5日、土地引渡日は令和3年2月5日でございます。以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号25号から27号は適当と認めます。</p> <p>内容番号28号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号28号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借し</p>

ていた農地について、経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約したものです。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は平成30年3月27日から令和5年1月25日までの5年間、合意解約年月日は令和3年2月4日、土地引渡日は令和3年2月4日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。なお、本件につきましては本来経営移譲された平成31年、2年前の2月総会において手続きをして審議するところですがその手続きが漏れていたため、今回その手続きを行ったところでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。
議案第46号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第7、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号70号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全14件で内容につきましては農業公社からの貸付が5件、経営移譲に伴う借受人変更が4件、再貸付が5件となっております。

それでは内容番号70号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和8年2月28日までの5年間、利用調整日は令和3年2月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11番

内容番号70号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で水稻、小麦、人参などを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号70号は適当と認めます。
内容番号71号。

総務担当主査

内容番号71号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和7年12月22日までの5年間、利用調整日は令

和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 1 番

内容番号71号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号71号は適当と認めます。
内容番号72号。

総務担当主査

内容番号72号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和7年12月22日までの5年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号72号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは今年3月末で研修を終えて新規就農する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号72号は適当と認めます。
内容番号73号。

総務担当

内容番号73号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和7年12月22日までの5年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号73号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号73号は適当と認めます。
内容番号74号。

総務担当

内容番号74号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和7年12月22日までの5年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号74号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号74号は適当と認めます。
内容番号75号。

総務担当

内容番号75号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和8年2月28日までの5年間、利用調整日は令和3年2月1日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号75号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号75号は適当と認めます。
内容番号76号。

総務担当

内容番号76号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令

和13年2月28日までの10年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号76号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号76号は適当と認めます。
内容番号77号から78号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当

内容番号77号から78号につきまして一括ご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和6年2月29日までの3年間、利用調整日は令和3年2月5日でございます。内容番号77号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。内容番号78号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号77号と78号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号77号から78号は適当と認めます。
内容番号79号から81号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当

内容番号79号から81号につきまして一括ご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧ください。本件は先の議案第46号 内容番号25号から27号で合意解約した案件で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号79号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。賃貸期間は令和3年2月26日から令和6年11月30日までの4年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。内容番号80号についてご説明致します。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和3年2月26日から令和4年1月25日までの1年間、利用調整日は令和3年2月9日でございます。内容番号81号についてご説明致します。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地

は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和3年2月26日から令和3年11月27日までの1年間、利用調整日は令和3年2月9日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号79号から81号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月18日に〇〇さんが認定農業者になったため借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号79号から81号は適当と認めます。
内容番号82号。

総務担当主査 内容番号82号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和12年12月20日までの10年間、利用調整日は令和3年2月3日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番 内容番号82号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で10年間借りるものです。〇〇さんは家族5人で酪農のほか小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号82号は適当と認めます。
内容番号83号。

総務担当主査 内容番号83号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は先の議案第46号 内容番号28号で合意解約した案件で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年2月26日から令和5年1月25日までの2年間、利用調整日は令和3年2月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番 内容番号83号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は平成31年に〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲したため借受人の変更を行うものでございます。〇〇さんは家族4人で酪農のほか、小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されてお

	りますのでよろしく申し上げます。
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号83号は適当と認めます。</p> <p>議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号30号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号30号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件は先の議案第46号 内容番号24号で合意解約した案件で賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、賃貸期間は許可日から1年間、賃貸借料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号30号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんから〇〇さんへ借受人を変更するものです。〇〇さんは法人化し、玉ねぎ、小麦、人参、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月6日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。</p> <p>内容番号31号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号31号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件は遺言状による農地所有適格法人の構成員への特定遺贈でございます。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は特定遺贈、権利の種別は所有権でございます。当該案件につきましては非常に珍しい内容となっておりますのでご説明いたしますので、参考資料の18ページをご覧願います。まず、農地所有者が亡くなれば、その農地を相続により所有権移転を受ける場合は農業委員会の許可は必要ありません。よくあるのは配偶者、息子、娘への相続だと思えます。18ページですと長男さんか次男さんになります。今回の譲受人の〇〇さんは長男の〇〇さんの妻、亡くなった〇〇さんからみれば、長男の妻になりますので相続権はありません。しかし、遺言状により相続人以外に相続、この場合相続とは言わず、遺贈と呼ばれ、かつ遺贈するもの、今回で言えば〇〇の農地のことを指します、遺贈する内容を遺言状で指定している場合に特定遺贈と呼ばれます。この特定遺贈の場合は農業委員会の許可が不要である相続とは違い、農業委員会の許可が必要になります。遺言状に書いてあるからと言っても、誰でも農地が持てるわけではありません。遺言状で指定された譲受人が農地を所有できるかどうかは3条資格者か</p>

どうかを確認した上で許可を出します。3条資格者でなければ遺言状で指定されていても許可できないこととなっております。今回のケースですと、まず、〇〇さんは〇〇の取締役で構成員となっており、昨年11月総会においてもご説明いたしました、農地所有適格法人の構成員には特例があり、既に個人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地、この場合、亡くなられた〇〇さんから〇〇に使用貸借権が既に設定されております。その設定がされていて、なおかつそれをそのまま生かす、継続する場合には限り、農地所有適格法人の構成員への3条による所有権移転は認められることとなっておりますので許可相当案件となっております。なお、この場合の〇〇が3条資格者であることの確認は既に、農地所有適格法人の年1回行う定期報告であったり、使用貸借の申請の際に確認しているのので確認は不要とされております。以上が農地所有適格法人の構成員への特定遺贈の内容となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号31号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は亡くなった〇〇さんから息子の妻である〇〇さんへ遺言状により特定遺贈するものです。また、遺贈後は引き続き、〇〇さんが構成員となっている法人に使用貸借することとなっております。なお、農地法第3条の許可要件は法人が利用するため、〇〇さん個人が満たす必要はありませんが、現在も引き続き農地を適正に利用していることを2月8日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号31は適当と認めます。
内容番号32号。

総務担当 内容番号32号についてご説明致します。参考資料は19ページ願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種類は使用貸借権でございます。なお、〇〇さんの農地につきましては既に昨年11月総会において、同じく農地法第3条による使用貸借の許可申請を審議しておりますが、この1筆のみ11月時点では〇〇さんの父、〇〇さん名義となっていたため、手続きができませんでした。今回、その名義が〇〇さんとなったため、1筆のみの使用貸借の申請となったものです。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号32号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は既に経営移譲している〇〇さんから息子の〇〇さんへ使用貸借に1筆追加するものです。〇〇さんは家族3人で、畑作三品を作付けし、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月10日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。
議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第11回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時14分